

住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力ください

平成29年5月に皆様のお宅を訪問し 住宅用火災警報器の設置調査を行います。

【調査期間】

平成29年5月15日（月）～平成29年5月26日（金）の10時～17時

【調査方法】

総務省消防庁より示された調査方法（無作為抽出）により、消防職員が直接訪問して質問を行います。

なお玄関先やインターホン越しで調査を行いますので、**住宅内へ入ることはありません。**

【調査内容】

- ①住宅用火災警報器を設置していますか？
- ②住宅用火災警報器を設置している場所はどこですか？
- ③住宅用火災警報器の点検（作動確認）はしていますか？
- ④住宅用火災警報器を設置していない方は、なぜ設置をしていないのですか？
- ⑤その他上記4つに関する質問を数点させていただきます。

【その他】

回答者の任意協力による調査になりますので、ご回答いただけない場合はお断りいただいて結構です。

注意！！

住宅用火災警報器等の設置が義務であることを逆手に不適正な訪問販売や電話勧誘等が県内で多発しています。消防職員が訪問販売をしたり、消防機関が特定の業者に販売を依頼するといったことはありません。

不適正業者に騙されないようご注意ください。

また不適正業者と思われる者が訪問した場合消防署へ情報提供をお願いします。

住宅用火災警報器等の設置基準の詳細はお近くの消防署、または

<http://www.kodamakouiki.jp/syoubouindex/syoubouhomepage.html>（児玉郡市広域消防本部ホームページ内の生活安心情報）で、ご確認願います。。

問い合わせ先：児玉郡市広域消防本部

〒367-0035 本庄市西富田904番地3

予 防 課0495-24-8392（平日8時30分から17時15分まで）

又は

中央消防署0495-24-8395 本庄分署0495-21-2177

児玉分署0495-72-1581 美里分署0495-76-1190

神川分署0495-77-2086 神泉分署0274-52-3409

上里分署0495-33-0442

（消防署・分署は24時間対応）